

兵庫県公報

令和3年8月16日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

達	ページ
○ 勤務命令（人事課）	1

達

達第2号

本 庁
地 方 機 関

次に該当する職員は、以下により発令されたものと心得られたい。

行政組織規則の一部を改正する規則（令和3年兵庫県規則第39号）の施行の際、次の表の左欄に掲げる組織に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。

企画県民部政策調整局広報戦略課	企画県民部秘書広報室広報戦略課
企画県民部政策調整局広聴課	企画県民部秘書広報室広聴課
企画県民部知事室秘書課	企画県民部秘書広報室秘書課
企画県民部知事室儀典室	企画県民部秘書広報室儀典室
企画県民部知事室芸術文化課	企画県民部秘書広報室芸術文化課

令和3年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦